

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

今月は、暴力団対策法の暴力追放運動推進センターの制度の概要、事業内容を解説します。

◎ 不当要求に対しては、組織として一丸となって対応することが大切です。

◎ 不当要求防止責任者講習を受講し、対応知識を得ませんか。何事も備えることが重要です。

講習は資料代を含めて一切無料です。◎ 安全で住み良い地域社会実現のため、個人・企業・

団体の賛助会員を募集しています。ご賛同頂ける方が多いほど活動が充実します。

法令編(立花書房教本の一部抜粋)

15 暴力追放運動推進センター(法32条の3)

(1) 暴力追放運動推進センター制度の概要

法は、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的として設立された一般社団法人又は一般財団法人を都道府県ごとに暴力追放運動推進センター(以下暴追センター)として指定する制度を設け、官民一体となった暴力追放運動を推進していきます。

※秋田県の場合、登記上は「公益財団法人 暴力団壊滅秋田県民会議」ですが、「秋田県暴力追放運動推進センター」の名称でも活動しております。

(2) 暴追センターの行う事業内容 ※暴追センターでは以下に掲げる事業を行っています。

① 暴力団追放の広報活動

ポスター、パンフレット等広報資料の作成・配付、暴力追放大会の開催、広報活動等

② 民間の自主的な組織活動の援助

民間の暴力追放組織が行う各種行事の後援等

③ 暴力団員による不当行為の困りごと相談

暴力追放相談委員が相談に応じ、必要な助言

④ 少年への暴力団からの働き掛けを排除する活動

少年に対する暴力団の影響を排除する活動

⑤ 暴力団からの離脱希望者に対する援助活動

⑥ 暴力団事務所使用差止請求訴訟に関する活動

付近住民等の委託を受けて、原告として自ら暴力団事務所の使用差止請求訴訟の提起

⑦ 不当要求防止責任者講習の実施

暴力団等による不当要求を防止するため公安委員会の委託を受けて実施

⑧ 不当要求情報管理機関の業務の援助

不当要求情報管理機関に対して、資料の提供等の援助や助言

⑨ 見舞金の支給や民事訴訟の支援等被害者への支援活動

暴力団員による不当行為の被害者に対して、見舞金の支給や暴力団員相手の民事訴訟支援

⑩ 少年指導委員に対する研修の実施

⑪ その他の活動

不当要求に関する情報の整備や暴力団に関する各種調査研究